

報道機関配付資料 安城市

件名 緊急事態宣言の解除に伴う市公共施設の利用制限の見直しについて

令和3年3月12日

さて、3月1日より発出されている愛知県嚴重警戒宣言について、医療提供体制への負担をより軽減するため、首都圏・関西圏とともに感染の再拡大を着実に防止するため、現在の嚴重警戒措置の内容を一部変更し、3月21日まで、1週間延長することとなりました。

これに伴い、本市においても3月14日まで適用することとしていた「市公共施設等の利用制限」を別紙のとおり見直し、3月15日（月）から3月21日（日）まで適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、これらの情報は市公式ウェブサイトへ掲載する予定です。

(<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/covid19-event.html>)

問い合わせ 安城市役所（電話・市外局番 0566）

市民生活部 危機管理課 （電話 71-2220）



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



市公共施設等の利用制限状況

(実施期間: 令和3年3月15日(月)から3月21日(日)まで)

No.	施設名	利用時間の制限	連絡先	
■生涯学習関連施設				
1	青少年の家	・利用時間を <u>午後9時まで</u> に短縮	生涯学習課	76-1515
■その他施設				
2	キーポート (コワーキングスペース)	・利用時間を <u>午後9時まで</u> に短縮	商工課	71-2235

※各施設の運営に際しては、三つの密を徹底的に避け、業種別ガイドライン等及びイベントの開催制限に沿った感染防止対策を徹底します。各施設の利用制限については、お手数ですが、各施設までお問合せください。

※市公共施設の利用制限等は、感染状況や国、県の動向などにより、期間内であっても見直しを行う場合があります。